

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(名護市 位置・面積・地形等)

名護市は沖縄本島北部に位置し、総面積210.90km²で沖縄県の総面積の9%を占め、竹富町、石垣市に次いで県下3番目の広大な面積を有している。

名護市の地形は、標高300m～400m級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいる。また、沖縄本島から西側に突き出した本部半島には嘉津宇岳、八重岳等の本部山地があり、その両者に挟まれた位置に台地や低地が広がり、北は屋我地島に囲まれた羽地内海、南は名護湾がある。

(地震・津波災害)

○地震

地震ハザードステーション【J-SHIS】マップによると、当市は今後30年間での震度6弱以上の地震発生率は26%以上の確率で発生することが予想されている。

○津波

当市の防災マップによれば、商業地区である城地区、東江地区等の低地及び名護湾沿岸部並びに太平洋側の大浦湾等においては、5m以上の津波襲来が予想されている。

(風水害・土砂災害)

○台風

沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、当市においても台風接近により暴風雨、豪雨による被害が発生する恐れがある。

○竜巻

市内では、過去に幾度か竜巻が発生しており、今後も注意が必要である。

○高潮

沖縄県の高潮被害想定調査では、名護湾、羽地内海、東海岸、大浦湾など、市域沿岸部において高潮による浸水が予測されている。

○土砂災害

市内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に伴う二次災害として、崖崩れや土石流、地滑り等が発生した場合、大きな被害が予想される。

(その他)

○大規模な事故等

その他、大規模な火災や林原火災、危険物の漏洩事故、不発弾の爆発、道路事故、海上災害等による被害が想定されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2,849人 (平成28年度経済センサス活動調査)
- ・ 小規模事業者数 2,004人 (平成28年度経済センサス活動調査)

【内訳】(主な業種を掲載)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	143	127	市内に広く分散
製造業	121	103	市内に広く分散
卸売・小売業	735	486	市内に広く分散
宿泊・飲食サービス業	650	511	市内に広く分散
その他	1,200	777	市内に広く分散
合計	2,849	2,004	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 名護市地域防災計画の策定
- ・ 名護市防災ハザードマップの策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 指定避難所の設置及び防災関連備品の備蓄倉庫の整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 発災時の被害状況の調査及び報告
- ・ 被害事業所への経営支援及び融資あっせん

II 課題

現状では、緊急時の取組や協力体制についての具体的マニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している事が課題となっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制整備を行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・市広報、商工会会報及びホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和5年度中に作成する。

3) 関係団体との連携

- ・損害保険会社と連携し、専門家を講師として招聘し、地域内事業者を対象とした事業者 BCP 等の施策の普及啓発セミナーを実施する。

4) フォローアップ

- ・セミナー参加者に、事業者 BCP 策定の支援を行う。
- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・必要に応じ当会と当市の間で情報共有を図り、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水・土砂災害等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行い、必要に応じて訓練を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命を守る行動を第一とし、そのうえで、下記の手順で地区内の災害状況を把握し、関係機関との情報共有を図る。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に、当会の職員の安否確認及び事務所機能等の被害状況の確認を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・地域内事業者の被害状況を確認し、3日以内に当市と情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

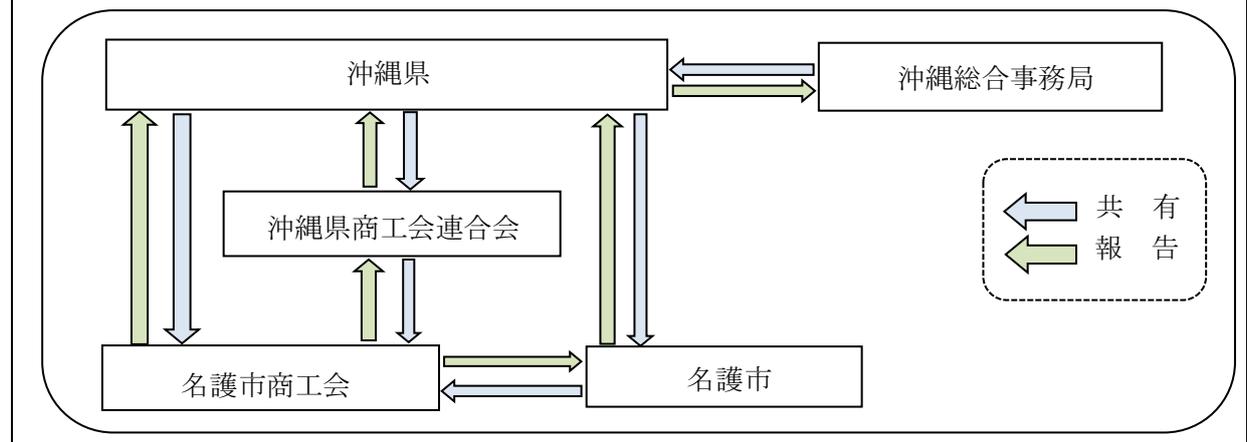
- ・本計画により、当会と当市は以上の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する。
1週間～2週間	2日に1回以上共有する。
2週間～1ヵ月	3日に1回以上共有する。
1ヵ月以降	適宜、共有する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被災情報を沖縄県へ報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の連絡体制の方法により沖縄県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業に対する支援 >

- ・ 災害特別相談窓口等を設置した場合は、当市へ報告し情報共有を図る。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者支援の施策について、地域内事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

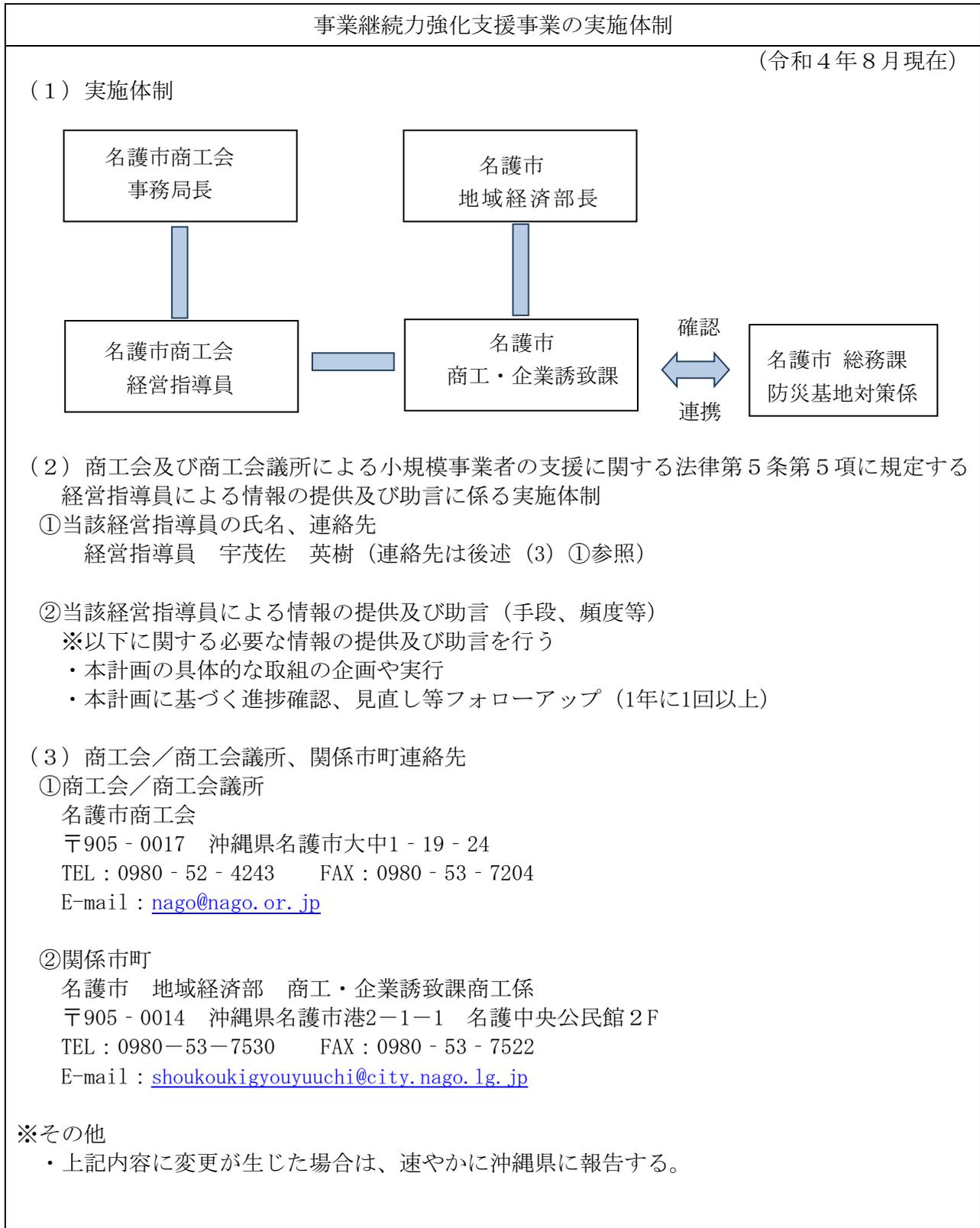
- ・ 沖縄県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
名護市商工会会費・手数料・その他事業収入 名護市補助金 沖縄県補助金

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等